

ID: 3037

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	設立の認可の取消し等
法令名 根拠条項	商工会法 第51条
法令番号	昭和35年法律第89号
<p>【基準】</p> <p>法第51条の規定による。 (警告等)</p> <p>第51条 経済産業大臣は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の1に掲げる処分をすることができる。</p> <p>(1) 業務の一部の停止</p> <p>(2) 設立の認可の取消し</p> <p>2 経済産業大臣は、商工会が第23条第2項第2号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによつてもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>3 経済産業大臣は、市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会について、商工業の状況に照らして、それをそのまま存置することが不相当であると認めるときは、その商工会に対して、第7条第1項に適合するようにその地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、第1項又は第2項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第3項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。</p>	
備考	<p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第60条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令〔昭和35年政令第149号〕</p> <p>商工会法（以下「法」という。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの（全国商工会連合会に関するものを除く。）は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>7 法第51条（法第58条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第16号） (市町村が処理する事務の範囲等)</p>

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第1（第2条関係）

<p>3 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が 2 以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(7) 法第 51 条第 1 項の規定による警告又は業務の一部停止若しくは設立の認可の取消し</p> <p>(8) 法第 51 条第 2 項の規定による警告又は設立の認可の取消し</p> <p>(9) 法第 51 条第 3 項又は第 4 項の規定による勧告又は設立の認可の取消し</p>	<p>次表に掲げる市町村</p>
--	------------------

別表第2

<p>・・・名寄市・・・</p>

<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 31 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和 4 年 7 月 29 日</p>
---------------------	-------------------------	-----------------------	------------------------